

## 平成22年度 第1回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成23年2月18日（金） 午後2時から3時40分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第3会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 13名

上野広美、太田陽子、岡田テイ子、加藤良三、小嶋澄子、篠原昇、下條輝雄、  
鷹野吉章、野沢邦江、宮島義和、見ル野一太、山崎隆、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（鎌田）、地域福祉推課長（後藤）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、  
地域福祉推進課（小島、堀）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事

- 1 開会
- 2 議題 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について
- 3 その他
- 4 閉会

■ 資 料 資料1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成21年度実績）

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の施策体系について

■ 議事概要

事務局：皆様こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中半数以上の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

以上でございますが、不足などがございましたら、事務局へお申し出願います。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。日程2の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況についてですが、事前に資料が配布されております。

平成21年度から23年度まで表がありまして、21年度は終わっておりますので、こういうかたちで実施したというのが記載されております。22年度は3月までですので、途中経過が記載されるというようなかたちになっております。

以上含めまして、事務局より説明をいただきまして、この辺はどうなっているのかというような論議をさせていただければと思います。

それでは、事務局お願いいたします。

事務局：資料1の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画につきましては、資料2の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の施策体系に基づきまして整理させていただいたものです。目標は5つありまして、それぞれに方針ですとか施策がありまして、まとめさせていただいております。

(資料に基づき説明)

会長：資料に基づきまして、事務局から一通り説明がありましたが、確認すべきことはございますでしょうか。

まず、目標のところに実施、調査、充実、継続という表記があつて、継続はわかりますが、その他の違いはどうなのでしょう。

事務局：表現がバラバラになっておりますので、委員のご意見をいただくなかで直していきたいと考えております。

副会長：各個別事業に対する目標の表記がいろいろであるということですが、それと関連しまして、中には定量的というか、数値的な目標が入っているところもあるわけですが、体系に基づいて個別の事業の実施計画が立てられているだろうと思うのですが、そこには具体的な取組が書かれていて、本資料にはそれが抜粋されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局：目標のところはわかりにくいというご意見をいただきまして、今までのご意見をふまえてできるだけこの目標のところを充実して、次回ご提案させていただきたいと考えております。

委員：福祉まつりの会場なのですが、味の素スタジアムで開催され、行くのが困難だったのですが。

事務局：市政施行55周年ということで、元気一番まつりとの合同開催をいたしまして、日程も11月に1日だけ開催という形になっております。こちらについては特別な事業ということをご理解いただきたいと思います。22年度は10月16日、17日の2日間、会場も府中公園で開催させていただいております。

委員：平成21年度に、ユニバーサルデザインの理念を基本として福祉のまちづくり条例を改正しているということで、「ユニバーサルデザイン」、「バリアフリー」といった言葉の使い分けを検討していただきたい。置き換えてよいものはユニバーサルデザインとしたほうがよいのではないのでしょうか。

同様に、「ソーシャルインクルージョン」、「ノーマライゼーション」といった言葉は多くの方は理解できないので、配慮が必要だと感じます。

また、目標を設定したことに対して、達成できたのかどうか、成功したのか失敗

したのかはっきりとすべきだと思います。

事務局：外来語につきましては、用語の解説を付けるなど工夫をしたいと思います。目標の記載につきましては、こちらもう一度精査し、表現の記載の仕方に工夫をしたいと考えております。

会長：具体的な数値目標があれば一番分かりやすく、また次年度以降どういう形で実施したかが分かります。

委員：福祉サービス第三者評価制度について、これはもうすでに動いている制度なのではないでしょうか。それから、公共施設の実績が出ているのですが、これは少ないのではないかと思います。それぞれのサービスが全体でいくつあってこの実績なのではないでしょうか。

事務局：福祉サービス第三者評価制度はすでに動いておりまして、利用者に対する調査、事業者に対する調査などを行い、評価機関が評価し、その結果をインターネットなどで公表しております。実施にあたっては、東京都が助成したり、市が助成したりいろいろなののですが、こちらの実績は市が助成したものとなります。施設が全部でいくつあるかというところは、次回資料で提示いたします。

委員：6ページ「制度の普及」のところで、社会への参加・参画と簡単に書いてありますが、これは定年退職後に社会での存在意義を見失ったり、家庭での孤立化などの社会状況のなかでは大きな問題ですね。

それから10ページの「地域での見守り活動の充実」のところで、新聞販売同業組合と協定を締結したとありますが、配達人は朝刊は朝早く、夕刊は少し立ち寄るだけなので、成果はどうでしょうか。

また、ヤクルトの配達があると思うのですが、商品を手渡しで受け取って声かけをするというような協定はないのでしょうか。

「災害時要援護者支援体制の整備」のところに、団体名があがっていますが、自治会が入っていない。また、名簿の個人情報に関して、個人情報保護条例に適用除外はあるのでしょうか。

事務局：見守りについては、個々の販売所と協定しておいたものを、全体の組合と協定を取り直したという形でございます。また、ヤクルトの配達については、府中市社会福祉協議会で行っている事業として、高齢者宅に個別に配達して安否確認を行うという事業です。成果については次回お知らせいたします。

「災害時要援護者支援体制の整備」のところは、ご指摘のとおりですので、訂正させていただきます。個人情報の問題について、災害時など緊急の場合には、個人情報を公開して個人を助けるという趣旨で、目的外利用ができると考えております。

委員：先ほどもありましたとおり、福祉まつりが開催された味の素スタジアムは、荷物出し入れが不便であったり、会場としては合わないかなと思いました。

また、外来語については、分からないところがありますので、最後に用語説明を入れていただきたいと思います。

事務局：味の素スタジアムで開催しましたのは、市の55周年事業として特別な事業として行ったものですので、ご理解いただきたいと思います。

用語の解説については、ご指摘のとおりでございますので、用語集を付けるなどの対応をとりたいと思います。

委員：見守りネットワークについて、新聞販売同業組合と協定締結とあって、これはいいことだと思います。ただ、新聞については、最近では新聞を取っていない人が多いので、新聞については絶対ではない。

また、自治会については、活動しているところ、していないところ、そもそも自治会がないところもあります。見守り活動ははととても大事なことだと思いますので、先ほどあったヤクルトや民間のものも含め、ネットワークはどのようなものを構築したらよいかを考え、大事な人が漏れることがないようにしてほしいと思います。

委員：新聞は高齢者の人、一人暮らしの人は取っていない人が多いですね。今週、一人暮らし高齢者で民間業者から宅配の食事を取っている方がいまして、その方が2、3日食事を取っていないという連絡が入りまして、それで大家さんと不動産屋さんと在宅介護支援センターの方が来てくださって、見たのですが、残念ながらその方はお亡くなりになってしまっていたんですね。

何年前までは新聞をちゃんと受け取っているかというのが目印だったのですが、どこかと契約するとかそういうものでなくても、見守りを皆さんでしましようというPRが行き届くと、どこからか声がかかると思うので、民間の配食だけでなく、何か配ったりですとか、また自治会や老人会でやっているところもありますので、そういうところに広くPRするのがいいかなという感じを受けました。

会長：見守りのシステムというのは、いろいろな自治体でいろいろなものがありますので、例えば米沢市では郵便局と契約したり、そういうものを研究して一番漏れないシステムをなんとか作ることが大事かなと思いますので、その辺を考えていただければと思います。

委員：21年度も22年度も実績のないところがありますが、これについて23年度は予定はあるのでしょうか。

また、カラーバリアフリーガイドラインの作成のところで、高齢者施設の整備をしており、そこに活用できますので、いつ頃できるのでしょうか。

事務局：実績のないところにつきましては、目標の表現を再度精査するなかで検討していきたいと思いますが、ご指摘のあった68番の「地域コーディネーター」のところは地域包括支援センターですとか、民生委員、自治会の皆さんがいろいろな活動をしていますので、そういうところを活用して、今後研究していきたいところが現状でございます。

カラーバリアフリーガイドラインについては、「福祉のまちづくり施設整備ハンドブック」のなかで色覚障害者への配慮として色の選び方の指針を定めまして、22年度に完成予定でございます。

委員：市内の誘導ブロック・点字ブロックがすり減っていないか、現地調査をお願いしたい。

事務局：至急現場を確認しまして、関係部署に対応をお願いしたいと思います。

委員：「専門的な人材の確保」について、訪問介護員（２級課程）などの養成講習の実績がありますが、これらの講習を受けた方や再就職支援面接会のあと、就業者はどれくらいいたのでしょうか。また、この実績何名というのが多いのか、少ないのか、目標のようなものがあってこの実績なのでしょうか。

養成講習は非常に大事だと思いますが、仕事に結び付かないとコストパフォーマンスが悪いので、できるだけ就業できるほうがよいし、評価する立場としても就業者数は知りたいと思います。

事務局：研修を受講していただいた方に毎年アンケート調査を実施しておりまして、訪問介護員（２級課程）ですと、その前の３級も含めまして９００名ほど養成しております、回答いただいた数が大体半分の４００名少しなのですが、福祉のお仕事をされている方が、複数回答なので重複もあるのですが、３７１名います。

また、人数については申込み定員がありまして、訪問介護員（２級課程）ですと、年１回４０名定員となっております。実技講習の会場都合等でこのような定員数となっております。

委員：視覚障害者の方がホームから転落して亡くなる事故が結構多いですけども、ホームの誘導ブロック、点字ブロックが駅によって統一されていないのですね。突起の数や高さですとか、一度調査していただいて、ダメなところは命に関わることでありますから、対応していただきたいと思います。

事務局：今いただいたご意見は重要な指摘かと思えます。誘導ブロック等の形状はＪＩＳ規格で定められていますが、古いものは規格外もありますし、市が直接施工できるところではありませんので、鉄道事業者と協議する場でお話させていただきたいと思えます。

委員：私は今日もここへ来るのに、ガイドヘルパーという制度を利用させていただいたのですが、時間制限が２４時間となっています。しかし、都内で会議などあれば１０時間くらいすぐ過ぎますので、なるべくそういうところへは出ないようにしています。

社会参加ということがしきりに言われていますが、時間制限があると参加したくてもできないということも多々あります。例えば２３区のほうでは無制限のところもあるのですね。私は特にこういう委員をしているので多めにもらっているのかもしれませんが、委員を交代すれば減らされて、外出したくてもできないのですね。家の周りを出歩くのは一人ですが、電車に乗る場合は危険ですから一人で出かけられませんので、減らされると困るなと思っています。

私の知り合いでも地下鉄の連結部分に落ちて、その人は次の駅までつかまって助かったのですが、先天性の人だったら連結部分の構造が分かりませんので、あるいは亡くなっていたかもしれない。

やはり、外出する場合はガイドヘルパー制度使っていただかないと、単独というのは非常に危険だと思うのですね。自動車が来た場合とか、相手にも迷惑をかけます。ただ、毎日利用するわけにはいかないの、そういった悩みを持っている人が視覚障害者の中には多いということです。ですので、家に引きこもっている人も多く、こういった制度があると連絡することもできない。

会長：審議会としてこういった意見がありましたということで、事務局を通して関係部に連絡してもらいたいと思います。

ガイドヘルパーの問題については、自立支援法でも盛んに議論されているところでして、府中市独自でできるところはたくさんございますので、その辺事務局も後押ししていただければと思います。

委員：鉄道事業者と協議する場で併せてお願いしたいのですが、「バス停や駅前広場の整備」に関連して、府中駅を見ますとバスやタクシーは止めるところがありますが、自家用車についてはこれがありません。健康上の問題で自動車を利用する場合、エレベーターが設置されていたとしても、そこに安全にゆっくりと乗降してたどり着くための場所がありません。ですから、駅や公園など公共的な場所では、車寄せなどのスペースの整備を依頼してもらえればと思います。

また、府中駅では出口はたくさんあっても、タクシー乗場は1か所しかなくて、出口を出てから遠回りすることもあるので、サイン整備など交通事業者に提案していただければと思います。

事務局：ご意見をいただきましたので、連絡会議のなかでお伝えさせていただきたいと思っています。

委員：社会福祉協議会でも地域福祉活動計画がありますので、すり合わせというか、整合性というか、やったほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：社会福祉協議会の方も地域福祉活動計画ですね、市民の皆さんといっしょに支え合うまちづくりを作っていくましようという計画でございまして、府中市で策定しました福祉計画と整合性を図ったうえで策定しておりますので、別々に進めているわけではなく、行政と社協といっしょに目標に向かって進めているところでございます。

今回は、この審議会でも府中市の施策の点検作業をやっているわけですが、社会福祉協議会の方でも、まちづくり推進委員さんに社協で策定しました計画の進捗状況を伺う場を設定しております。その委員に行政の方にも入っていただいておりますので、全くバラバラということではなくて、いっしょに手を取り合って進めていくという状況でございます。

会長：では、最後に何かありますでしょうか。

委員：子どもの見守りのときに、どこどこにお願いをするだけではなく、漏れがないようにするためには、新聞もそうだし、ヤクルトもそうだしいろいろなお店にお願いをして、たくさんの目で高齢者も子どもも見守っていくのが一番いいのかなと思いました。

委員：「生活困窮者への自立支援」のところで、就労者と自立者の違いは何でしょうか。

事務局：こちらは生活保護の受給者のなかで、就労できた方が就労者、完全に自立ができて生活保護が廃止になった方が自立者ということになります。

会長：それでは、よろしいでしょうか。今日出た意見を踏まえ、次回までに整理していただいて、改めて提示をしていただいて、論議をしたいと思います。

ということで、本日の議題を終了させていただきたいと思います。

それでは、長時間おつかれさまでした。